

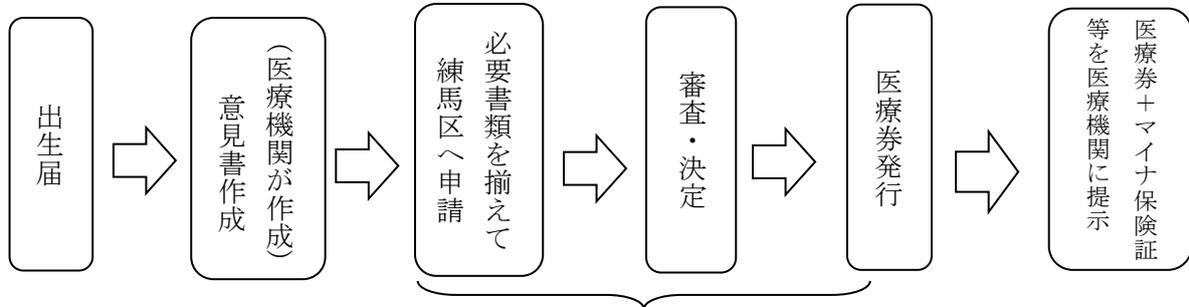
## 養育医療の給付を申請される方へ

生まれた時の体重が2,000グラム以下または生活力が特に弱い乳児が対象です。

### 【制度の概要】

この制度は、練馬区に住所を有する乳児が、指定医療機関で入院治療を必要とするとき、その治療に対する医療費を練馬区が負担する制度です。給付が決定すると医療券が交付され、支払い時の窓口はその医療券とマイナ保険証等を提示することで、医療の給付を受けることができます。

### 【医療券交付の流れ】



申請から交付まで10日程度\*かかります。

\*課税状況が照会できないときは、更に時間がかかる場合があります。

養育医療券が届く前に、乳幼児医療証を利用して医療費を精算した場合、後から養育医療給付を適用することはできません。医療券がお手元に届く前に病院から医療費の請求があった場合は、現在手続き中であることを伝え、支払いについては、病院とご相談ください。

### 【必要書類】

1 養育医療給付申請書	保護者の方が記入してください。
2 マイナンバーカード ※郵送の場合は、母子保健係へお問い合わせください。	乳児本人、保護者（全員分） マイナンバーカードがない場合は、通知カード、マイナンバー記載の住民票の写しまたはマイナンバー記載の住民票記載事項証明書
3 本人確認書類	窓口にご提出される方のもの マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真付社員証または写真付住民基本台帳カードなどの写真付身分証明書等
4 養育医療意見書	指定養育医療機関の医師に記入していただいでください。
5 医療保険の資格情報が確認できる書類 ①～③のいずれか1点	乳児本人のもの（手続き中の場合は扶養主のもの） ①従来の健康保険証の写し（有効期限内のもの） ②資格確認書の写し ③マイナポータル画面（保険証情報）を印刷したもの（※1、2） ※1 マイナンバーカードを健康保険証として利用している方 ※2 記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日、被保険者氏名または世帯主氏名、本人・家族の別、保険者番号、保険者名が確認できる画面を印刷してください。
6 世帯調書	世帯全員の氏名等をご記入ください。 税務情報の利用についてご同意いただける場合は、世帯内の収入のある方全員それぞれ自署してください。
7 住民税課税（非課税）証明書	<b>世帯調書の同意欄にご署名いただいた方は原則不要です。ただし、情報連携で必要な課税状況が照会できないときは、提出をお願いする場合があります。</b> 収入がある方全員分の住民税の課税（非課税）証明書または住民税額決定通知書の写し 4月から6月に申請する場合は前年度のもの、7月から3月に申請する場合は今年度のもの【発行元：該当住民税の課税があった市区町村】 1月から6月に申請する方は前年の1月1日時点、7月から12月に申請する方はその年の1月1日時点で日本国内に住民登録がない方はお問合せください。

### 【給付の対象等】

給付の対象	次の(1)または(2)に該当する乳児 (1) 出生時体重 2,000 グラム以下の方 (2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方 ア 痙攣（けいれん）、運動異常      イ 体温が摂氏 34 度以下 ウ 呼吸器、循環器系の異常      エ 消化器系の異常 オ 強い黄疸（おうだん）
公費負担額	医療保険が適用される費用については、養育医療の公費負担の対象になり、窓口での負担はありません。ただし、保険が適用されない治療費等（例：おむつ代、ねまき代、差額室料、文書料等）については、養育医療の給付対象外のため、直接病院にお支払いください。
医療券の有効期間	意見書に記載されている治療見込期間に基づき、有効期間を決定します。 ■ 入院中のみ有効    ■ 満 1 歳の誕生日の前々日まで
医療機関	指定養育医療機関

### 【医療券交付後等について】

事 項	必 要 書 類
転院する場合	(1) 養育医療給付申請書 (2) 養育医療意見書（転院後の主治医が記入） (3) 追加意見書（転院前の主治医が記入） (4) 旧医療券（申請時点で使用中の場合は省略可）
練馬区内で転居した場合・医療保険の変更等があった場合	(1) 変更届 (2) 旧医療券（申請時点で使用中の場合は省略可） (3) 医療保険の資格情報が確認できる書類（医療保険の変更等の場合。前ページ必要書類 5 を参照。）
他自治体から練馬区に転入した場合	(1) 養育医療給付申請書 (2) 養育医療意見書（医療機関に変更がない場合は、転入前の区市町村に提出したものの写しでも可） (3) 世帯調書 (4) 旧医療券の写し（転入前の自治体で発行されたもの） (5) 医療保険の資格情報が確認できる書類（前ページ必要書類 5 を参照。医療券で確認できる場合は省略可。） (6) 住民税課税（非課税）証明書（世帯調書で税務情報の利用について同意した場合または医療券で確認できる場合は省略可）
医療券を紛失した場合	再交付申請書を提出してください。
治療を継続する場合 ※有効期間満了の 15 日前までにご提出ください。	(1) 継続協議書 (2) 継続意見書 (3) 世帯調書 (4) 住民税課税（非課税）証明書（世帯調書で税務情報の利用について同意した場合は省略可） (5) 旧医療券（申請時点で使用中の場合は省略可）
移送（看護）費を請求する場合	(1) 移送（看護）承認申請書 (2) 医療保険で移送（看護）の承認をした証明書の原本

### 【申請窓口】

- ・練馬区健康推進課母子保健係（区役所東庁舎 6 階）、保健相談所
- ・郵送の場合は母子保健係へお問合せください。

【お問い合わせ先】練馬区健康推進課母子保健係 ☎ 5984-4621（直通）

176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1